

議題 1 国民健康保険制度の概要について

会長 では、議題（１）の「福生市国民健康保険税の賦課方法の見直しについて」、事務局より説明をお願いします。

保険年金課長 それでは、私の方から、資料の順番に沿って説明させていただきます。まず、今回の協議会の資料でございますが、まだ令和 8 年度の標準保険税率が東京都から示されておりませんので、令和 7 年度の数値を用いて資料を作成しております。

資料 1 は保険税収入の推移でございまして、平成 30 年度に保険税率を見直したことにより、平成 30 年度以降、被保険者数の減少の影響により、減少傾向となっております。令和 4 年度、令和 6 年度に保険税率を見直したことにより、税収は前年度から若干上がっております。被保険者数については、後期高齢者医療制度への移行や、社会保険の適用拡大などにより、今後も減少傾向になるものと見込んでいます。

次に、資料 2 でございます。こちらは、東京都から示される標準保険税率に関するもので、令和 7 年度の数値で作成しております。上の表は福生市と標準保険税率との比較で、合計で所得割が 3.36 ポイント、均等割額が 2 万 3,762 円で、これだけ東京都が示している税率よりも差が出ているというものでございます。下の表は、標準保険税率の推移で、この標準保険税率も年度ごとに示される数値が変わってまいりまして、令和 6 年度と令和 7 年度の比較では、合計で所得割が 0.87 ポイント、均等割額が 4,226 円の減となっております。

続いて、資料 3－1 は東京都内 26 市の標準保険税率との差の表でございまして、各市の令和 7 年度の保険税率と、令和 7 年度の確定係数の標準保険税率との差となっております。福生市は標準保険税率との差が大きい方から所得割は 5 番目、均等割では 12 番目となっております。また、東京都の標準保険税率は、この表の一番上の医療分、後期分、介護分の合計で、所得割が 13.29%、均等割額が 8 万 3,752 円となっております。

資料 3－2 は、都内 26 市の令和 7 年度税率と標準保険税率の比較の表で、資料 3－1 の表をわかりやすくまとめたものでございます。福生市の令和 7 年度の税率は、医療分、後期支援分、介護分の合計で、所得割が 9.43%、均等割が 5 万 6,900 円、都から示された標準保険税率は、所得割が 12.79%、均等割が 8 万 662 円となっております。

次に、資料 4 は、東京都に納める納付金の推移で、医療分、後期分、介護分の合計が令和 3 年度から令和 6 年度までは毎年増加している状況です。納付金は、東京都全体の医療費の増の影響で増となっているものでございます。納付金自体は、医療費が増加していることもあり、毎年上がっていく傾向にありましたが、令和 7 年度においては、減額となっております。理由としましては、医療費の算定において、算定時に予定されておりました高額療養費の自己負担限度額の改定を見込み、医療費が減額となることを見込んで減額となったものと分析しております。高額療養費の自己負担減額の改定については、その後白紙となりまして、改めて検討されることとなっておりますため、令和 8 年度以降の算定においては、医療費の見込みが、その分について増額となる可能性があるものと見込んでいます。なお、現在東京都で策定しております令和 6 年度からの「東京都国民健康保険運営方針」におきまして、この納付金の算定において、これまでは各区市町村の医療費水準を反映して、医療費の状況で

減額される係数がかかっていたのですが、医療費水準自体を反映させずに納付金を決めるということと、それぞれの区市町村ごとに個別に算定されていた加減算項目についても共同負担化するような形で、納付金ベースでの統一を行うという方向性が示されており、そういった意味からも福生市の納付金が、今後も増えていくような想定となっております。それに伴い、資料2でお示ししました標準保険税率についても、かかる費用が増えるので上昇するものと見込んでおります。

次に、資料5-1は、一般会計から国保特別会計への繰入金の推移でございまして、表の下から2段目(A)その他一般会計繰入金は、いわゆる国保会計だけでは足りずに赤字補填分ということで一般会計から繰り入れている金額でございます。令和2年度、令和3年度は5億8,500万円、令和4年度は5億7,500万円と減少しております。これは、令和4年度に税率改定を行ったことによるものと考えておりますが、令和5年度以降におきましては、資料4でご説明いたしましたとおり、東京都への納付金の増額の影響が大きく、その他一般会計繰入金の方も、令和5年度は6億3,800万円、令和6年度は6億8,200万円と増額となってしまっております。令和7年度につきましては、6億3,700円と減少となり、こちらは、納付金自体も、先ほど説明したように令和7年度は減少しておりますので、そういったところが影響しているものと分析しております。

資料5-2は、都内26市の令和6年度決算における一般会計からの繰入金の状況でございまして、資料5-3は、資料5-2の被保険者一人当たりのその他繰入金の額について、グラフにしたものでございます。一番上段の府中市は、一人当たり7万8,836円、一番下段の八王子市は5,665円と、平成30年度から始まりました財政健全化の取組から7年が経過し、各市の取組により、差が生じてきている状況でございます。福生市は5万1,437円で、高い方から9番目となっており、26市の平均を上回っております、結果的に財政健全化が遅れている状況ということになります。

次に、資料6は、令和7年10月10日に開催されました東京都国民健康保険運営協議会資料からの抜粋で、保険料水準の統一に関する資料でございます。東京都では、令和15年度までに保険料を完全統一することを目指しつつ、遅くとも令和17年度までの完全統一への移行を目標とする、という国の方針を踏まえ、今年度から、東京都の運営方針の中間見直しに向けて、区市町村との協議、検討を行っており、令和8年度までに、東京都における完全統一の目標年度的意思決定が図られる予定となっております。東京都と区市町村との連携会議における協議が始まっていて、福生市も会議の状況を傍聴したりもしておりますが、おそらくは遅くとも、というところに合わせるような形で、令和17年度、18年度の算定分からの統一という形で決まってくるのではないかと、というような状況でございます。

裏面をお願いいたします。こちらは、国の方針と、各都道府県の保険料水準統一化に向けた取組の予定となっております、上段の国の方針等ですが、令和8年度までに完全統一の目標年度的意思決定、令和12年度までに納付金算定において医療費水準を反映させないという「納付金ベースの統一」を行い、遅くとも令和17年度までの完全統一を目指すとしております。中段は、各都道府県の完全統一の目標年度でございまして、令和6年度に既に大阪府、奈良県が完全統一をしております。以降、記載のとおり各都道府県において目標年度を設定しておりますが、東京都は完全統一の目標年度は今年度検討しているという状況となっております。下段は、納付金ベースの統一の目標年度でございまして、東京都は令和12年度を目標としてお

り、令和 6 年度から段階的に医療費水準を反映させる係数の引き下げを行っているところでございます。

次に、資料 7 をお願いいたします。こちらは、令和 8 年度から新たに加わる「子ども・子育て支援金」についての資料で、東京都国民健康保険運営協議会資料からの抜粋でございます。令和 8 年度から、子ども・子育て支援金が国保、被用者保険、後期高齢者医療等の被保険者から徴収され、財源の一部として児童手当の拡充等をはじめとした事業へ充てられます。いわゆる少子化対策というものでございます。国保についても、これまで医療分、後期支援金分、介護分の 3 つを保険税として取っているわけですが、新たに令和 8 年度から子ども・子育て支援金加わりまして、令和 10 年度までに段階的に導入されていくとされております。また、この制度が少子化対策に係るものであることから、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18 歳未満の子どもの均等割額は全額軽減となります。保険税率等につきましては、これまでの保険税と同様に、東京都が納付金額及び標準保険税率を算定するというところでございます。11 月中旬から下旬に、仮算定の納付金額及び市町村ごとの標準保険税率が提示される予定となっており、現時点で具体的な保険税率は不明でございますが、国の試算によりますと、国保加入者の一人当たりの平均月額、令和 8 年度では 250 円、令和 9 年度は 300 円、令和 10 年度は 400 円と、段階的に上がっていく見込みとなっております。ただ、この金額は全体で割り返して平均を出しているもので、所得がある人はもっと高くなり、少ない人はもっと少なくなるというところの真ん中を取っているような数字ですので、一概に 250 円だけが増えていくということではないということでございます。新たに設定されるこの子ども・子育て支援金分の保険税率につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、今後都道府県ごとの完全統一の目標年度が決定していきまして、それに向けて引き上げを行っていく必要があることを踏まえまして、東京都から示される福生市の標準保険税率をそのまま使いたいと考えておりまして、この方向性でよろしいかというのも、運営協議会においてお諮りしたいと考えております。今のところ金額が出てないのですが、ここで標準保険税率が示されている中で、福生市がもっと安くしてしまうと、また追いつくために税率を上げなければならない幅がどんどん増えてしまいます。新たに始まった制度なので、ここは示された税率をそのまま使わせてもらいたいと考えているところでございます。

次に、資料 8 をお願いいたします。こちらは、保険税率改定の試算でございまして、平成 30 年度から 15 年かけて赤字を解消していくという計画は変更しておりません。2 年に一度改定することを前提といたしまして、今回は、2 つの試算パターンを作成いたしました。モデルケースといたしましては、A は 40 歳の夫婦 2 人、就学児 1 人、世帯収入 320 万円の世帯と、B は 70 歳夫婦 2 人、世帯収入が年金収入 260 万円、この 2 つのモデルケースで試算をしてしております。試算パターン 1 では、令和 14 年度までの間に標準保険税率に向けて、平均的に率を上げていくもので、前回の協議会でお示ししたものと引き上げのパターンでございます。モデルケース A の世帯では、令和 8 年度の年税額は、3 万 5 千 1,571 円、改定前の令和 7 年度と比較して、3 万 1,732 円の増額となり、普通徴収の 8 期で計算いたしますと、1 期あたり 4,000 円ほどの増額が見込まれるところでございます。

また、前回、平均的に上げていくパターン 1 の試算をお示しした際に、委員の皆さまから、この試算ではモデルケース A の世帯は厳しいのではないかと、という御意見もいただきましたこと、また令和 8 年度からは、新たに子ども・子育て支援金が上乗せされることから、試算パタ

ーン2を作成しております。試算パターン2では、令和8年度の改定を緩やかにするものとし、均等割の部分について、平均的に引き上げた場合の3分の2として計算しております。令和10年度以降は令和14年度までの間で、また平均的に率をあげるよう試算しております。そのため、試算パターン1と比較して、試算パターン2の方が、令和8年度の上昇幅は小さくなっており、モデルケースAの世帯では、令和8年度の年税額は、34万5,871円、改定前と比較して、改定前と比較して2万6,032円の増額となり、普通徴収の8期で計算いたしますと、1期あたり3,300円ほどの増額となる見込みでございます。ただしデメリットとして、令和8年度の上昇の幅を少なくした分、令和10年度以降の上昇幅が逆に大きくなってしまふというところがございます。また、これらの試算につきましても、東京都より令和8年度の標準保険税率が示されておられませんので、令和7年度に示されました標準保険税率を使用しての試算となっておりますので、御了承ください。

次に、資料9をお願いいたします。こちらは、保険税の軽減賦課に関する資料でございます。国保の場合、低所得の世帯につきましては、前年の所得の世帯合計額が、表にある基準以下の場合には、均等割が、7割、5割、2割、それぞれの所得に合わせて軽減される制度がございます。令和6年度における福生市の軽減世帯数でございますが、下の表のとおりでございます。医療分・後期分では、9,733世帯中、7割軽減が3,252世帯で全体の33.4%、5割軽減が1,117世帯で全体の11.5%、2割軽減が926世帯で全体の9.5%となっております。こうしたところから所得が低い世帯が多いという中で、軽減がきいていけばそこまで上がり幅が大きくならないと言えるのではないかと考えています。

資料10は、それぞれの試算パターンごとに、軽減後の均等割額の現行との比較、裏面はモデルケースによる保険税年額の現行との比較となっております。1ページ目は、パターン1の改定を行った場合の、軽減後の均等割額及び軽減額で、裏面は7つのモデルケースの保険税年額を現行と比較したものでございます。一番上のケース①7割軽減の一人世帯の方については、現行税率では、1万2,800円、改定案では1万4,400円で、現行との差は1,600円、増加率は12.5%でございます。次のページは、パターン2の改定を行った場合でございます。裏面のモデルケースでは、同じくケース①の場合、現行1万2,800円に対し、改定案が1万3,900円で、1,100円、8.6%の増となっております。説明は以上でございます。

会長                    以上で説明は終わりました。令和8年度の保険税の税率の見直しということで、7月に行われた運営協議会にて諮問がありましたので、試算結果を基にして、赤字解消に向けて、税率を見直していかなければいけないということです。ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

委員                    最終的に統一の目標を決めたら、必ずゴールはそこで、最終的な形として一般会計からの繰入をなくすという前提で、この話を進めているということによいでしょうか。

保険年金課長        そうですね。そもそも標準保険税率というのは、福生市にかかる納付金、いわゆる事業費を、一般会計から赤字繰入することなく納付する場合に、どのぐらいの税率をかけたらいいかという数値になっておりまして、そこまで税率を上げれば、理論上は赤字繰入がなくなるという数値でございます。さらに、これは福生市の標準保険税率に追いつこうとしているのですが、そ

の上に東京都全体の標準保険税率がありまして、最終的には、そこに合わせる必要が出てきてしまうということで、当然それに合わせれば理論上は赤字の繰入が起こらないというものとなっております。ただ実際に、今八王子市は、その標準保険税率に合わせて税率を上げて、到達している状態ですが、赤字が少し出てしまっているという現状があります。

委員                    税率を上げるということは、個人の負担がどんどん増えるということですよ。

保険年金課長        そうですね。計画的に上げてきた市は、現在は高くなっているけれども、福生市もそうですが、上げていないところは、これからかなりの段階で上げていかないと追いつかなくなってしまうということです。

委員                    それを嫌だ、というわけにはいかないのでしょうか。

保険年金課長        今まで市では、赤字をなくすための計画を出していて、それに追いつかなかった場合でも、何らかのペナルティがあるかもしれないですが、ただ自分のところで赤字繰入してますから、ということでよしとする、結果的に市民の状況などを考えて上げきれていなかったという現実があるのですが、「統一」となってくると上げざるを得ないというところですよ。

委員                    予算に余裕があって、負担しても構わないという判断がされれば、そういう判断もできるということですか。

保険年金課長        そこは、統一になってしまえばできないです。

委員                    やらざるを得ないということですね。そうすると、今この場で決めたいのは、最終的に金額を揃えるために、途中、こういった形で税率を上げていきたいと思いますということを、議論したらいいということでしょうか。

保険年金課長        今、二つの話が混在してしまっているのですが、まず福生市の財政健全化計画で、令和 14 年度までに福生市の標準保険税率に合わせるというもの。これについては、平成 30 年度からやっていたわけです。先ほどお話があったように、赤字繰入すればいいではないかということで、例えば、計画をもっと先延ばしにするとか、そういうことができるのではないかとということもあったので、少しゆっくりめでというところは、正直なところありました。ただ、これが完全統一するという目標が決まってしまったことによって、そこまでの間にどう上げていくかということを考えなければ、ずっとこのままあまり上げないでいくと、最後に大きく上げなくてはいけない、そういう方がいいのかどうかということも踏まえて、その上げ方を考えていかなければいけないということです。

委員                    前回、目標達成したら東京都からの補助も出るようなことをおっしゃっていたような記憶があるのですが、それはあるのでしょうか。

事務局            保険者努力支援という国の制度があり、保険者の実施状況をポイント化して、基準に達していればポイントが加算され、合計ポイントが高ければ高いほど市に入る金額が高くなるというのですが、この繰入金が指標になっておりまして、繰入金が上がればポイントが下がりますし、前年度から削減することができればその分ポイントが上がるとなっています。健全化計画の進捗に応じて、ポイントが増減するので、市に入ってくる交付金に影響が出ます。

委員            今、一般会計から拠出しての金額が最終的になくなるわけですね。

保険年金課長    そうですね。理論上は。

委員            なくなった場合、今拠出しての部分は、どういう方向にお金を使おうという計画はあるのでしょうか。

保険年金課長    元々、繰り入れている金額というのは、本来であれば市の国保以外の市税で使うべきお金なので、そこについてどうこうというよりは、本来の目的のために使ってもらうように、国保が使うのを減らしていかなければいけないと考えています。

委員            それが健康のために使われるならいいと思うのですが、全く違うところに使われると、あげなくてもいいのではという気持ちにもなりました。

保険年金課長    今の段階では繰り入れているのですが、本来国保の加入者のために使っている運営費に、国保に入っていない方の税金も使ってしまった状態になっていますから、それを改善しないといけないということです。元々、一般会計から繰り入れているけれども、健康の分野の方からお金を持ってくるということではなく、市のそれ以外の運営に使うべき、皆様から集めた税金について勝手に国保が足りないからと言って、お金だけをもらっているということになってしまっているので、そこを改めないかという考え方です。

委員            わかりました。前回まで、正直言うと自分は何したらいいんだろうとわからなかったのですが、今日お話を聞いて少し理解できましたので、ありがとうございます。

保険年金課長    いつもの答申と比べて、後ろが決まってしまうということと、もう一つはタイミングが悪いことに、ここから子ども・子育て支援金という、新たに、これはいわゆる増税のような、本来は保険者から集めていくものではないのではないかというのがありますが、結果的には国の方で保険者が徴収すると決まりました。これは、医療費の赤字を補填すべき金額とは全く別なので、これが増えたからといって、医療費の赤字が減るわけではないのですが、ただ皆様に請求するお金だけが上乗せされてしまう、上がり幅が大きくなってしまうということです。

委員            でも、今政策で保険料を下げようかという動きも出てました。その分、別のところで負担しなければいけないのでしょうか。

保険年金課長      その方向性については、確かに国保の課長会でも、保険料の統一がどうなっていくのかという話もありましたが、ただ、統一については、他府県ももう始めているところがあるので、ここについてどうということではなく、統一はするけれども全体的に統一して、高くなったらどのようにしていくかというところになってくるのではと考えています。

委員                ありがとうございました。

会長                はい。他にございますか。

委員                資料５－２で職員給与費等というのがあって、狛江市がゼロ。あと、財政安定化支援というのがあって、福生市はゼロですが、いくつかゼロの市があったので、説明をお願いしたいです。

事務局              こちらは、一番上にあるように法定内繰入金となっておりまして、赤字を補てんするための繰入金とは異なり、法令等で定められているものについては、一般会計から繰り入れるというルールがある繰入金となっております。この職員給与費等繰入金は、国民健康保険を運用している職員の給与や事務費に係る部分については、一般会計から繰り入れすることができるという規定がございますので、そちらについて繰り入れている金額が記載されています。

委員                狛江市はしてないということですか。

事務局              一般会計から給与等が支出されていると思われます。福生市は、国保会計に繰り入れて、職員給与や事務費に使っているということで、狛江市はそこの部分を一般会計で負担するというものです。

財政安定化支援というのは、被保険者のうち、高齢者率が高いところについては、その分医療費がかかるというところがあるので、その分について規定の算定式に基づき何%以上であれば、この金額まで繰り入れられるという規定がございます。

委員                どこから支援されているのでしょうか。

事務局              一般会計から繰り入れることができるというものです。

委員                国からとか都から来てるということではないのですね。わかりました。

委員                今回につきましては、パターンいずれかという形でお考えだということなのですが、現時点の考え方としては、なるべく速やかに統一のところに寄せていくのがいいのではないかと私は思っております。委員からもご質問があった通りで、保険年金課長からもご説明ありましたけれども、本来一般会計から繰入をするということは、住民税を納めてる方、そのうち国保でない方がいらっしゃいます。被用者保険に入ってる方が多いと思いますが、その方々は当然被用者保険で保険料を払ってるわけで、プラスアルファで税という形でお支払いをするという形になってると考えられます。そうしますと、本来保険という、日本の場合は社会保障をする健康

保険という制度である以上、相互扶助が趣旨であれば、その中でやるのが本来ですが、なかなか国保という性格上それが難しいということで、一般会計から繰り入れている。一気に難しいと思いますが、ただ今のような繰入の状態、先ほどの資料5－3の棒グラフが、なるべく低くなるのが本来の形であろうということであれば、それに速やかに近づけるのが、やはり住民の皆様にとっての公平性という観点からも必要ではないかと考えておりますので、一時的にやはりいろいろな諸事情があつて、最初緩やかにというのは通りやすいのかもしれませんが、委員もおっしゃられたように、後々の人に負担を先送りするようなことが本当にいいのかどうかというのは、この会議体の中でしっかりと議論が必要かと思っております。私はそれはあまりしない方がいいのではないかと考えております。ですので、できれば私としてはパターン1の方が本来あるべき姿に近いのではないかと考えておりますので、またこの後にご議論あるかと思いますが、現時点ではそのような考えで考えております。以上でございます。

委員 質問してもいいですか。全国で黒字化してる国保はあるのでしょうか。

保険年金課長 おそらく、黒字にはできないと思います。

委員 何が言いたいかというと、黒字あるいは、プラマイゼロになって、社会インフラとか市の予算の分配状況によると思いますが、中に住んでいる市民がより幸福度が上がったということがあるのでしょうか。その話をしてしまうと、負担割合の部分で、使ってる人がより多く納めた方がいいという話にもなってしまうと思いますが。例えば、僕は社会保険ですが、年に1回病院行くか行かないかだけで100万ぐらい払っている。そうすると、公平性というのは当然担保できないので、これ所得割とか均等割というと、みんなが公平にやるけど、使う人は利益を享受できて、使えない人はただ支えているだけみたいな話になってしまう。昨日も片山大臣が経済成長をした上での財政の部分だという話もされていたから、今後、もしかしたら大きく流れが変わっていくかもしれないという中で、いたずらに保険料だけを、要は税金を取るべき場所が市民なのか、みんなから集めた税金を交付金として入れるのかというのは、出所は基本的に同じなのかというのは、ただそれが自治体レベルにするべきなのか、広く国民から集めたものをまたどこかに割り振るのかの違いだけなのかと思うので、だから赤字を縮小した結果、良くなったのか、自治体としてそんなに差がないのか、ゴールが決まってしまう以上はそこに近づける努力をすべきだと思いますが、その結果幸せに繋がるのかというのは、よく考えた方がいいというのは一委員としての意見ではあります。

市民部長 そもそもこの財政健全化計画が、平成30年度から始まったわけですが、それは例えば福生市という自治体の規模で見たときに、その他繰入をするということが、やはり税金の使い方としてルールではないという中で、それが恒常的に続くような状態になっていたことをそれでは駄目ですよというところが、平成30年の始まりです。ただおっしゃる通り、このまま標準税率に向かつて率が上がっていくわけですが、それは国保に入っていってしまう方からすれば、かなり高い金額になってきます。ですので、ちょうどここで昨日の総理などの発言の中にも、社会保障を見直していくというお話がありましたけれども、そういう中で、その医療費を上手に賄っていくために国や東京都や自治体がどういう仕組みで、被保険者がどのように保険料を納めるのかという

ところに、実は問題がある状況ですけれども、もう今、悲しいですけどこういうルールになっていますので、標準保険税率に向かっていかなければ、最後にこれが統一ですと言われたときには、福生市の保険税をぱっと上げなければいけないという結末が来ます。私達も正直、先ほどお示ししたまだ繰入を入れているところですけど、そこも東京都が17年度に完全統一を決めたときには、あと残り何年もないので、どのようにあの保険税率を変えていくのかと、国がまだ変えてくれるという保証もない中ですので、財政健全化計画をまずは計画的に進めていきたいと思いますというものですので、今の制度の中でこういったバランスをとりながらやっていけるのかというところになるとは思います。

今回お示ししているのは、14年度までに福生市のために示されてる数字に近づいていくための計算になっています。それを8年度から2年に1回、4回改定したら、こういう上げ方になりますという内容になっています。ただ、それが平均的に4回上げるとパターン1のような形、伸び率を少し緩やかにということで均等割の部分を配慮したものがパターン2です。それをよく比較などをさせていただきまして、8年度だけではないので、10年度、12年度、14年度とあります。また、10年度の時は医療費の様子などが変わっている可能性もあります。こういった物価高騰の中ですので、医療にかかるお金なども高くなる可能性も十分あると思いますので、また状況が変わる可能性もある中でのご検討をお願いしたいというのが、今の状況というところになると思います。委員がおっしゃられていた自治体の満足度については、おそらく福生が6億のその他繰入金金をなくせば、国保の被保険者の方たちは少しきつい保険税なんですけれども、6億が別の施策に使えるということになりますので、それが本来あるべき形というところもあります。

委員           でも、税率上げたら払えなくなる人もいるのではないのでしょうか。未収金が増えるのではないかとという心配もありますよね。

市民部長       はい。それも懸念しておりまして、先ほどの軽減の資料も示させていただきましたが、福生では軽減が効いている方が半分ぐらい。軽減が効いてない方が半分ぐらい。軽減が効いていますと、意外と上がる金額は抑えられていると思います。ですが、軽減が効いてない残りの5割の方たちは比較的大きな影響がなさそうですけれども、中層以上の方に関しては、やはり金額としては大きいのかなと思います。今日表をお示ししておりますので、ゆっくりご覧いただければなと思っております。

委員           どの層がより医療費を使っているというデータはあるのでしょうか。納めている金額と、使っている金額のバランスを知りたいのですが。

市民部長       年齢層での医療費の分析はありますが、所得層との紐づけは行っていません。

委員           公平性を保つときに、部長のおっしゃる通り、既存のルールでやっていかなければいけないというのは重々承知で、ルールが変わるまでは何となく遅らせた方がいいのではと思うところがあり、結局需給バランスがどうなっているのかというところが、税率を上げたときに、やはり軽減なしの層はかなりきつくなる。

市民部長        今の仕組みの中で、軽減がきいている方の部分というのは、国から補助がもらえる仕組みにはなっています

委員            結局税金なんですよ。結果、自治体からではだめで、国からはOKみたいで、結局同じ税金なのではと思ってしまいますが。

市民部長        とても複雑な仕組みになってはいます。

委員            そもそも東京都の指標はどうやって作られていて、それが本当に正しいのかどうかというのはわからないですね。

保険年金課長    単純に言えば、医療費の状況を見て、例えば福生市の加入者の割合や、これから医療費がどのくらい上がっていくかというのは、あくまでも想定ですし、それ自体も確かに年間で足りなくなっただけとはいけないので、少し多めに積算したりするので、余計に足りなくなって、赤字繰入ということになっているという現状があります。とはいえ、少なく見積もりすぎて足りないと予算がなくなってしまうというところもあり、今まで東京都が納付金を出す際にも、いくつかのパターンで算定する方法がありますが、そのうちの一番高い方を取って、納付金を決めていましたが、高く算定して結果的に余っている状況があつて、確か令和7年度の時は真ん中の想定方法で算定したという部分もあつて下がったのではというところですが、やはり医療費自体の想定もコロナ禍以降読みづらくなっているところもあり、ここ数年間の医療費の算定は高く出していたのではないかと思います。

委員            東京都が下げてくれても、その分はやはり税金から補填されるのですよね。言われるように、どこの税金から出るのかというだけですね。

委員            財布は一緒ということですね。

保険年金課長    元々国保は市町村単位で運用していたのですが、市町村自体の規模が人口何十万人のところから何千、何百人というところがあり、国保を運営していく中で、1人非常に高額な医療費がかかる方が出てきた場合に、もう運営ができない、破綻してしまうということもあつて、市町村ではなくて都道府県に行政範囲を広げたという経緯です。本来であれば、広げたときに、県内、都内では同じ料金でないとおかしいだろうというところをずっと市町村任せにしていたため、市町村の方では市民の状況を見てなかなか上げきれずにいたため、これだけ差がついてしまっているというところなので、行政範囲を県内、都内にしたので、そこは同じ料金にしないということを今更になって言われている状況です。メリットだけを先に使って、デメリットだけを今やろうとしているから、余計に話が通りづらいというところもあるのですが、今高い税率の市町村で国保に入る人は、保険料が高くなるので消費者の満足度どころではない。逆に低い税率の市町村に来た方が、同じ所得の場合は安い金額で国保に入れるので、そういったところで言えばそちらの方が満足なのかもしれないですが、これが本来の形でいいのかというと、

そうではないというのは言われてるところです。

委員 住民税は全国統一ですが、国保は県、都なんですね。全国的に住民税のように累進課税のような決め方というのはできないのでしょうか。それが一番話が早いと思います。どこに行っても同じですし。

保険年金課長 国というよりは、都道府県でやろうとしています。

委員 国会議員になったらいいという話になってしまう。法律を変えないと。

委員 国に考えてほしいと思うんです。どこ行っても公平的に医療費が安心して使えるというのを。

保険年金課長 一方では、保険税を合わせることによって、例えば、島などは医療機関がないところもあって、そういったところでも同じ料金を払わなければいけないのかという話もある。都道府県で運営をする中で、そういった医療の配置なども考えていかなくてはいけないという役割を与えられているところではあります。ただ確かに、国でやればというところもあるかもしれないけれども、それぞれの地域で、医療機関の数などのバランスもあるので、なかなか国で一斉にというのも、税率などであればできるのかもしれませんが、医療費がかかってくる状況や加入している方の所得状況というのはかなり違うので難しいのかなと。東京都が高いというのは、東京都の区部の加入者の所得率が高いというところもあって、本来であれば所得割と均等割が、50%、50%になるようにかければいいのですが、高いことによって合わせるようにかけなくてはいけないルールがあって、そういうところがあるから上がってしまうという状況があるようですので、それぞれの地域の状況があるという中だと都道府県単位でないとやりくりが難しいのでは、と考えているところです。また、都道府県単位では、国保は今やろうとしています、実はもう後期高齢、75歳以上の方の保険の制度はできた時から、東京都の広域連合という組織を作って、統一の料金でやっていますから、見本的なものがあるので、それに向かってできるだろうというところもあると思います。とともに、国保が今市町村でやっている中で、後期高齢は広域連合の方で試算をした金額を2年ごとに上げていますから、このままやると逆に74歳までの人の料金と75歳からかかる後期高齢の料金でも差が開いていって、75歳になったときに急にお金が高くなってしまうということも出てくる状況にもなっているという状況です。

北島委員 福生市の場合、外国人の率が高いですね。国保の加入率というか、外国人の方の国保への理解だとか、そういったものはどうなのでしょう。噂によると、日本に来て医療行為を受けてそのまま帰ってしまうツアーがあるとか聞いていますが。

奥富 外国人については、正式には出ていませんが、海外から転入されてきた人に対しては1年間分だけですが前納させるという方法をとって未払いをなくしていこうとか、あとはよく日本で国保に入ったあと、海外で医療にかかることになったときに、海外療養費として後からお金を戻す制度がありますが、それを悪用したりするケースがあるとか、出産育児一時金なども子供が生まれ

たことにして、受けるだけ給付を受けてしまうということがあったりするので、そういったところのチェック機能を持ってやっていかなければいけないですし、あとは税の取り方についても、前納というのがどこまで効果があるかどうかというのはわかりませんが。

北島委員 外国人に働きかけるとか。

奥富課長 そうですね。資格のところでもしっかりやってもらって、納めていることが条件で、継続できるような形をとってもらったりしないと、なかなか難しいのかなと思いますので、そういったシステムの構築に関する話も出てきてはいるので、やっぱり率を上げるだけではなくて、そういった対策もとっていかないと、率だけ上げてということがないようにしていかなないと考えています。

北村会長 子供子育て支援金の内容というのは、もらう方の立場としたら、どのようなものになるのでしょうか。子供のいる家庭に払われるとは思いますが。

有沼 資料7にございますけれども、偶然あのブラジル4月のフォローや時間者に皆様をお聞きしたいと思う子育て支援金が児童手当系の感じです。富井くんのための支援給付、ミューズのための支援給付が処分を挙げての通園制度こういった印象事業の子供に係る事業使われるんです。私はその既存副委員長で開始する子供子育て支援する。寄付を果たす馬場ふみか王位になります。

奥富課長 少子化対策ですね。

佐藤委員 医療費と関係ないですね。

奥富課長 結局、社会保険を継続していくためには、やはり子供が増えていかないというところもあって、きっと社会保険による事業主折半のその仕組みが欲しかったから、保険者に割り振ったのではという気は自分ではしていますが、事業主が半分出してくれることによって1人当たりの負担がこれだけで済みますというところが、保険者にやらせればできるというところもあるので、今出ている250円とか300円とか出てるのが税率などが示されていない中で、1人当たりの平均値が出てるんですけど、この金額はどのぐらい影響があるのかによって、医療の方の率を上げたときに、納付書が届いたときにすごく金額上がったということにならないか、心配な部分はあるところですよ。

北村会長 子供が増えていけば、将来的にはこういう保険も楽になるかもしれない。

今日のところは、いろいろ意見出しましたが、来月また協議会を行いますので、それまでに資料をご確認いただいて、ご意見をいただければと思います。ということで今日は以上で終了いたします。

有沼 来月の協議会ですが、皆様にご通知出させていただきましたとおり、11月13日木曜日を予定しております。午後2時からで、通知を出させていただいたのですが、ご予定がある委員がいらっしゃるということで、3時30分からの開始とさせていただいた場合、皆様のご予定はいかが

でしょうか。

奥富課長      次回の協議会で、方向性を決めていただきたいというところで、それぞれの委員さんからご意見いただきたいと考えておりますので、なるべく皆さまが集まれる時間で決めさせていただくとありがたいところですので、よろしくお願いいたします。

有沼            3時30分から開始させていただいて、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

北村会長      よろしくお願ひします。以上で終わります。

(午後3時終了)